

# 令和4年度税制改正



令和4年3月  
財務省

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講じます。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直します。

## 目次

### 1 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除制度の見直し ..... P02

コラム(改正の背景)①

### 2 資産課税

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し ..... P04

(2) 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設 ..... P04

### 3 法人課税

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置 ..... P05

コラム(改正の背景)②

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充 ..... P07

(3) 5G導入促進税制の見直し ..... P07

### 4 消費課税

(1) 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設 ..... P09

(2) 航空機燃料税の税率の見直し ..... P09

(3) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等 ..... P09

### 5 納税環境整備

(1) 税理士制度の見直し ..... P10

(2) 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策 ..... P10

(3) 財産債務調書制度の見直し ..... P11

(参考) 令和4年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額 ..... P12

# 1 個人所得課税

## (1) 住宅ローン控除制度の見直し

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
  - 省エネ性能等の高い認定住宅等(※1)につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。
  - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化します。
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置 等
  - 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(改正前:1%)としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ(※2)します。
  - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)とします。
  - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和します。

<住宅ローン控除の対象となる住宅>

	改正前		改正後		
			令和4・5年入居	令和6・7年入居	
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円	4,500万円	↑ 高 省エネ性能等 ↓ 低
	一般住宅	4,000万円	ZEH水準省エネ住宅 4,500万円	3,500万円	
			省エネ基準適合住宅 4,000万円	3,000万円	
			その他の住宅(※4) 3,000万円	2,000万円	
既存住宅	一般住宅	2,000万円	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅) 3,000万円	↑ 高 省エネ性能等 ↓ 低	
			その他の住宅(※4) 2,000万円		

- ※1 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指す。
- ※2 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4～7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4～7年入居につき10年とする。
- ※3 「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のことを指す。
- ※4 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
- ※5 既存住宅における築年数要件(耐火住宅25年、非耐火住宅20年)については廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。
- ※6 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。

## コラム(改正の背景)①

今回の住宅ローン控除の見直しにあたっては、①2050年カーボンニュートラルに向けた対応、②会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況への対応が、論点の一つとして議論されました。

### 《2050年カーボンニュートラルに向けた対応》

現在、日本では、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく。」ことを目標としています。

これを踏まえ、住宅・建築物の分野における「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けては、以下が目指すべき姿とされました。

#### 《2050年に目指すべき住宅・建築物の姿》

(省エネ) ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される。

(再エネ) 導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる。

#### 《中間段階である2030年に目指すべき姿》

(省エネ) 新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される。

(再エネ) 新築される戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される。

より具体的には、新築に対する支援措置(住宅ローン控除を含む)について、省エネ基準への適合を要件とする等の方針が示されています。

こうした状況を踏まえ、住宅ローン控除についても、「2050年カーボンニュートラル」に向けた取組を後押ししていく形での見直しを図っています。

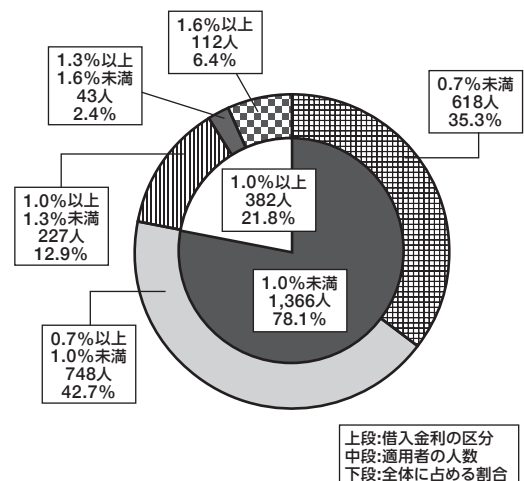
### 《会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況への対応》

現下の低金利の下、実際の住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除の控除率である1%を下回っていることで、住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、適用期間終了まで繰上返済をしない動機付けになったりすることがあるという指摘を会計検査院から受けています。

令和3年度税制改正の議論においても、会計検査院の指摘を踏まえ、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正において見直すこととされていました。

こうした状況を踏まえ、控除率を1%から0.7%に引き下げることにより、会計検査院の指摘への対応を図るとともに、現下の経済状況を踏まえた当面の対応として、新築住宅等については、控除期間を10年から13年に上乘せすることとしています。

住宅ローン控除特例の適用者1,748人の住宅ローンの借入金利の状況



※ 会計検査院の決算検査報告から抜粋

※ 会計実地検査等を実施した税務署のデータによる。割合は少数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

# 2 資産課税

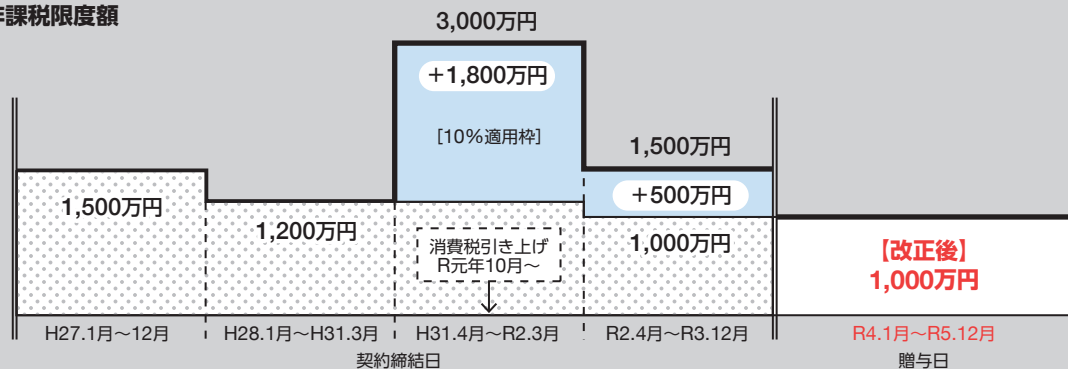
## (1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

■ 非課税限度額を見直した上で、適用期限(令和3年12月31日)を令和5年12月31日まで2年延長します。

### ■ 適用要件

- 住宅面積:床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋(合計所得金額が1,000万以下の者:下限を40㎡以上に引き下げ)
- 受贈者 :直系卑属(合計所得金額2,000万円以下など)

### ■ 非課税限度額



※1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。

※2 受贈者の年齢要件:20歳

⇒【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ(令和4年4月以後)

※3 既存住宅は、①築年数が20年(耐火建築物は25年)以内 又は②耐震基準に適合していることが必要。

⇒【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。

※4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円)で据置き。

⇒【改正後】令和5年12月末まで2年延長。

## (2) 登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設

■ 登録免許税の納付については、現金納付を原則(一定の場合には印紙納付も可)としつつ、オンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能とされています。今般、規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、書面申請の場合にもインターネットバンキング等による納付を可能とするとともに、クレジットカード等による納付も可能にします。

## (参考) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(改正前:5%)とします。



# 3 法人課税

## (1) 積極的な賃上げ等を促すための措置

### ▶ 大企業等

- 積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とします(2年間の時限措置)。その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とします。
- 賃上げや人材投資(教育訓練費)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せします。

		〈改正前〉 ※人材確保等促進税制	〈改正後〉
【適用要件】			
■ 給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額:対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額:対前年度増加率3%以上
■ マルチステークホルダーへの配慮 <sup>※1</sup>			従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
【税額控除】		【控除率最大20%】	【控除率最大30%】
■ 控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額
■ 控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)		+10% 継続雇用者の給与総額:対前年度増加率 4%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+5% 教育訓練費の対前年度増加率20%以上 <sup>※2</sup>	+5% <sup>※3</sup> 教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20%	● → (変更なし)

- ※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイト  
に宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。
- ※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要
- ※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

### (参考)

- 法人事業税付加価値割において、法人税と同様の要件を満たした場合に、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を付加価値額から控除できることとします。

### ▶ 中小企業

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長(令和6年3月31日)します。

		〈改正前〉	〈改正後〉
【適用要件】			
■ 給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上	● → (変更なし)
【税額控除】		【控除率最大25%】	【控除率最大40%】
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	● → (変更なし)
■ 控除率	基本	15%	15%
	上乗せ(賃上げ)	+10% 雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上	+15% 雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+10% 教育訓練費増加等の要件の充足 <sup>※1</sup> <small>かつ</small>	+10% <sup>※2</sup> 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20%	● → (変更なし)

- ※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件
  - ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
    - ↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要
  - ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)
- ※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

## ▶ マルチステークホルダー経営宣言

■ マルチステークホルダー経営宣言とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、各企業がどのような配慮を行うか、自ら宣言することをいいます。

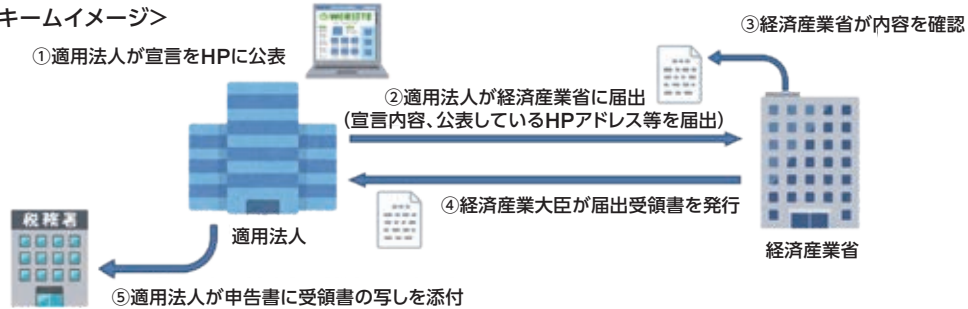
■ 具体的には、

① 従業員への還元（「給与等の支給額の引上げの方針」、人材育成の方針 等）

② 取引先への配慮（「取引先との適切な関係の構築の方針」）

をはじめ、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような配慮を行うかを自社のホームページで公表し、その内容などを経済産業大臣に届け出ることとなります。

<スキームイメージ>

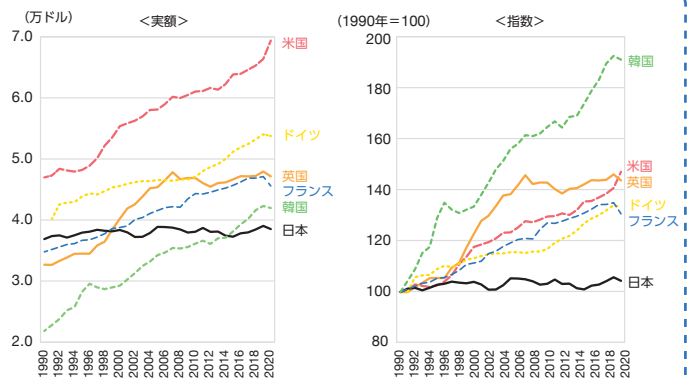


## コラム (改正の背景) ②

### 《平均賃金の国際比較》

OECDのデータに基づき、平均賃金の国際比較をみると、欧米や韓国と異なり、実質的には日本の賃金がほとんど伸びてない状況です。

(出典) OECD database  
※購買力平価実績ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。  
指数はドイツのみ1991年=100。

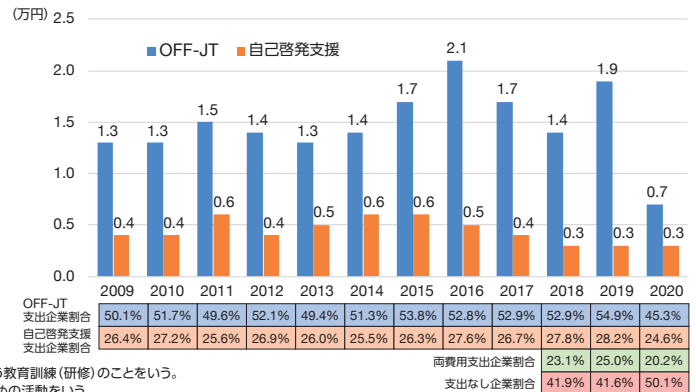


### 《企業の年間教育訓練費支出額 (労働者一人当たり)》

賃金の伸びの差の一つの背景として、人的資本への投資への差も指摘されています。

日本の人的投資に関して、企業の年間教育訓練費の支出額 (OFF-JT支出及び自己啓発支援支出) をみると、近年は減少傾向にあり、OFF-JTや自己啓発をまったく行っていない企業も一定程度存在します。

(出典) 厚生労働省「能力開発基本調査」※OFF-JT:業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。  
※自己啓発:労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。



成長と分配の好循環を実現する要となるのが分配戦略であり、その重要な柱の一つは、「企業による賃上げ」です。

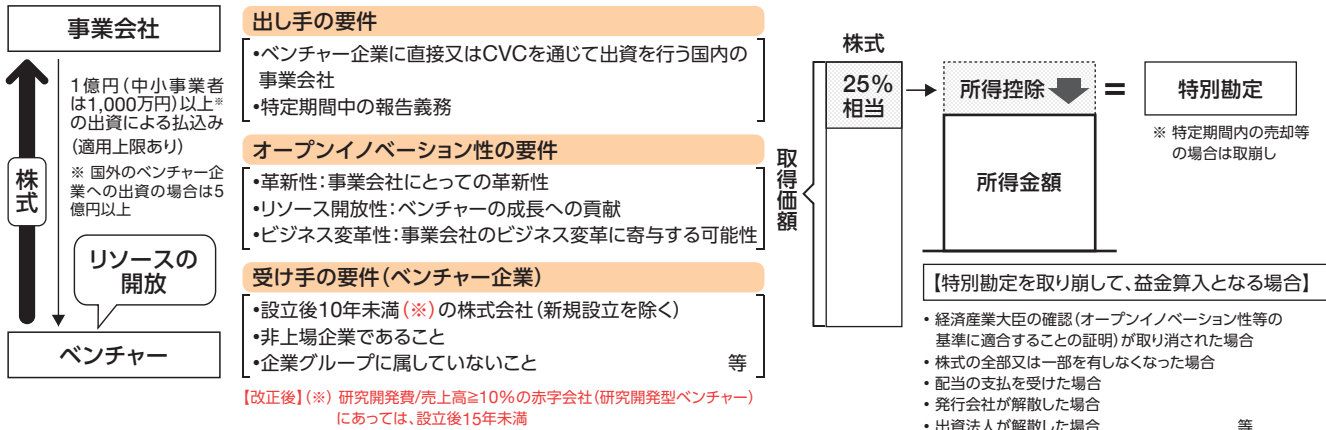
政府としては、民間企業の賃上げを支援するため、①賃上げ税制の抜本的強化、②人への投資を積極化させるための施策パッケージの創設、③下請けGメン倍増による下請け取引の適正化、④中小企業が原材料費や労務費の上昇分を適切に転嫁できるための環境整備などに取り組んでいくこととしています。

## (2) オープンイノベーション促進税制の拡充

- ベンチャー企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、対象となる一定のベンチャー企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長(令和6年3月31日)します。

### 【適用対象となる一定のベンチャー企業の株式】

- オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明(※)したものにより取得した株式。
- ※ 出資後に企業から提出を受けた資料を、経済産業省において確認し、出資した年及び**特定期間**(出資後5年間**【改正後:3年間】**中、経済産業大臣が証明。



## (3) 5G導入促進税制の見直し

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げる等とした上で、適用期限を3年間延長(令和7年3月31日)します。

### 【制度の概要】

- 5G法(※)の認定導入事業者が、認定導入計画に従って一定の5G設備の取得等をする場合には、税額控除又は特別償却ができる。
- ※ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

### ■ 税額控除率・特別償却率

措置内容	税額控除								特別償却	
	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
対象事業者	全国キャリア				ローカル5G免許人				全国キャリア	ローカル5G免許人
供用年度	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4	R5	R6	改正前	R4~R6
条件不利地域(過疎地域など)	15%	15%	9%	3%	15%	15%	9%	3%	30%	30%
その他の地域		9%	5%	3%						

### ■ 対象設備

全国5G	ローカル5G
無線設備(送受信装置、アンテナ)	無線設備(送受信装置、アンテナ) 通信モジュール、コア設備、光ファイバ

※ 対象設備について、子局の開設計画からの前倒し設置分であることとの要件(全国5G)等の見直しを行う。



## **(参考) 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し**

- 外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とします。

## **(参考) ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し**

- 導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う事業(導管事業を除く。)については収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとし、その他の法人が行う事業(導管事業を除く。)については他の一般の事業と同様とします。

# 4 消費課税

## (1) 自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

■ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえ、申請者利便の更なる向上を図るため、自動車重量税の納付方法について、クレジットカードによる納付も可能とします。(令和5年1月～導入予定)

改正前	改正後
窓口申請 ・ 自動車重量税印紙	⇒ クレジットカードを追加
電子申請 ・ ダイレクト納付(銀行振込) ・ ATM/ネットバンキング	⇒ クレジットカードを追加

## (2) 航空機燃料税の税率の見直し

■ 航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限を1年延長します。

【税率】		新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応(1年間)		令和4年度税制改正	
	H23年度改正前	H23年度～R2年度	R3年度	R4年度	
航空機燃料税	26,000円/kℓ	18,000円/kℓ	9,000円/kℓ	13,000円/kℓ	
沖縄路線	13,000円/kℓ	9,000円/kℓ	4,500円/kℓ	6,500円/kℓ	
離島路線	19,500円/kℓ	13,500円/kℓ	6,750円/kℓ	9,750円/kℓ	

※ 平成23年度に軽減措置を創設、平成26年度、29年度、令和2年度に適用期限が延長。令和3年度において1年間に限り、税率を更に5割軽減。

【航空機燃料税の譲与割合の見直し】

- ・ 5/9→9/13:特会法に基づき空港整備勘定に全額繰入れられ、国の空港整備費に充当
- ・ 4/9→4/13:空港関係都道府県・市町村の空港対策費として譲与

## (3) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

■ 沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に廃止します。

### 【軽減割合】

#### 単式蒸留焼酎(泡盛)

前年度県内課税移出数量	改正前	改正後				
	～R4年5月14日	R4年5月15日～	R6年5月15日～	R8年5月15日～	R11年5月15日～	R14年5月15日
1,300kℓ超	▲35%		▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～1,300kℓ以下			▲30%	▲20%	▲10%	
200kℓ以下			▲35%			

#### ビール等(単式蒸留焼酎以外の酒類)

改正前	改正後	
～R4年5月14日	R4年5月15日～	R8年10月1日(ビール類税率統一)
▲20%	R5年10月1日～(ビール類税率見直し) ▲15%	廃止

※ 軽減対象となる酒類は、沖縄県の区域内にある酒類の製造場(復帰前からの製造場として指定を受けたもの)において製造され、県内に移出される酒類に限る。

# 5 納税環境整備

## (1) 税理士制度の見直し

■ コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、主に次の見直しを行います。

### ① ICT化とウィズコロナ時代への対応

業務を行う場所・形態にとらわれない働き方を促進するため、外部に対する表示により税理士業務の本拠（税理士事務所）が明確にされていれば、その業務を行う場所が複数あったとしても税理士事務所の複数設置を禁止する規定に抵触しない取扱いとします。併せて、税理士と離れた場所で業務を行う使用人等の業務の適切性を確保するため、税理士が使用人等の監督をするに当たっての留意点を明確にする等の取組を進めます（令和5年4月1日適用）。

### ② 多様な人材の確保

税理士試験の受験資格を次のとおり緩和します（令和5年度の税理士試験（第73回（予定））から適用）。

受験資格のある方	
改正前	改正後
[会計学科目・税法科目] ①大学等において法律学又は経済学に属する科目を修めた一定の者 ②一定の簿記試験の合格者 ③一定の会計・法律事務経験者 等	[会計学科目] 受験資格を不要化（誰でも制限なく受験可能）  [税法科目] 左記①で修める必要がある科目の範囲を「社会科学に属する科目」に緩和

### ③ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

税理士が懲戒処分を受ける前に自主廃業することにより懲戒処分を回避する、いわゆる「懲戒逃れ」を抑止するため、在職期間内に税理士法違反行為を行った元税理士に対して、財務大臣が「懲戒処分を受けるべきであったことについて決定」をすることができることとし、その決定を受けた者に対して、懲戒処分に準じた措置（一定期間の再登録不可、官報公告）を講じます（令和5年4月1日以後にした違反行為について適用）。

## (2) 記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策

■ 所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置を講じます。

事実の仮装・隠蔽がある又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害等により保存することができなかつたことを納税者が証明した場合を含む。）
- ② 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合



※ 納税者が個人の場合は、令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

■ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じます。

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿(対象範囲:一定の売上に係る帳簿)の提出の求めがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重(下記②については、5%加重)する。

- ① 不記帳・不保存であった場合(提出をしなかった場合)
  - ② 提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合(記載が著しく不十分である場合は①と同じ)
- ※ 納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記の措置は適用しない。

加算税の加重割合	②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)
	年間の所得計算をするには不十分	記載不備の程度が著しい ↓ ①と同視する	
加重なし	5%	10%	10%

収入金額の記載基準

記載された収入が3分の2未満 → 記載された収入が2分の1未満 → 収入全て不記載(帳簿なし)

※ 収入金額は営業収入を使用。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

### (3) 財産債務調書制度の見直し

■ 提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、改正前の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに提出義務者とします。

【改正前】

提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者

- ☑ 所得基準：所得2,000万円超
- ☑ 財産基準：総資産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上

提出期限：翌年3月15日

記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額100万円未満の家庭用動産(現金・美術品等を除く)

【改正後】

提出義務者：改正前の提出義務者に加えて、以下の財産基準に該当する者も対象とする

- ☑ 財産基準：[総資産10億円以上] (所得基準なし)

提出期限：翌年6月30日

記載内容：同左

※ 一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額300万円未満の家庭用動産(現金・美術品等を除く)

※ 令和6年1月1日以後に提出すべき財産債務調書(令和5年分以後の財産債務調書)について適用。

### (参考) 地方税務手続のデジタル化

- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大します。

## 令和4年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 住宅ローン控除の見直し	▲ 20	50
2. 法人課税		
(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置	▲ 1,640	▲ 870
(2) 5G導入促進税制の見直し	10	▲ 20
(3) 保険会社等の異常危険準備金制度の見直し	▲ 50	▲ 50
法人課税 計	▲ 1,680	▲ 940
3. 消費課税		
(1) 航空機燃料税の税率の見直し	150	150
(2) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止	20	-
消費課税 計	170	150
合計	▲ 1,530	▲ 740

※1 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

※2 住宅ローン控除の見直しによる平年度減収見込額は、令和4年から令和7年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額(1年当たり)の平均額を計上している。

※3 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、所得税及び法人税あわせて、令和5年度に▲0.8兆円の減収が生じ、令和7年度に+0.8兆円の増収が生じることとなる。



# 令和4年度税制改正についてより詳しく知りたい方へ

STEP  
1

<https://www.mof.go.jp>

または  で

STEP  
2

をクリック

→税制ホームページへ

## 税制ホームページ

税制改正の内容、  
各種税制の  
資料(図解)などを  
ご覧いただけます。



### 【令和4年度税制改正の大綱】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf)

### 【令和4年度税制改正の大綱の概要】

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/04taikou\\_gaiyou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/04taikou_gaiyou.pdf)

### 【所得税法等の一部を改正する法律】

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/208diet/index.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/208diet/index.htm)

## (参考) 税に対する理解を深めるための取組事例

財務省主税局は、国民の皆さまが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、財政の現状や税の意義・役割等に関する分かりやすい広報を積極的に行っております。

### 《もっと知りたい税のこと(令和3年6月)》

税の意義や各税目などについて、イラストなどをもちいて分かりやすくまとめたパンフレット。送付を希望される方には、国内に限り無料でお届けしています。

また、電子書籍化(Kindle、楽天kobo)し、無料で配信も行っています。



※ 電子書籍化し、無料配信中



メルマガ登録は  
こちらから



### 《税制メールマガジン》

メルマガでは、税制の最新動向だけでなく、主税局若手職員によるコラムなどのユニークなコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。

### 《財務省主税局×うんこドリル》

税金の役割について、うんこ先生がクイズ形式で解説。楽しみながら税金について学ぶことができます。



